

## 外国為替検査ガイドライン（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>第1章 外国為替検査ガイドラインの概要について (略)</p> <p>第2章 外国為替検査の検査項目について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に関する項目</p> <p>2-1、2-2 (略)</p> <p>2-3 資産凍結等経済制裁への対応</p> <p>(1) 内部における情報の周知</p> <p>① 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、<u>当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲</u>で直ちに管理者、担当部店にその内容を周知する必要がある。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1章 外国為替検査ガイドラインの概要について (同左)</p> <p>第2章 外国為替検査の検査項目について</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に関する項目</p> <p>2-1、2-2 (同左)</p> <p>2-3 資産凍結等経済制裁への対応</p> <p>(1) 内部における情報の周知</p> <p>① 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、直ちに管理者、担当部店にその内容を周知する必要がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) <u>文書による内部通達等正式な連絡方法では直ちに周知を行うことが困難な場合は、FAX、組織内情報通信ネットワーク</u></p> </div>

改 正 案	現 行
<p>② 上記①のように規制の対象が拡大、変更された場合に、電子計算機による情報処理の用に供するために電磁的な方法により作成された資産凍結等経済制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」を更新して、預金取引等及び送金業務を取り扱う営業部店が資産凍結等経済制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備し、<u>当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で、直ちに周知する必要がある。</u></p> <p>(注)「制裁対象者リスト」の更新にあたって、外部のシステム等から送信又は送付される資産凍結等経済制裁対象者に係る情報を活用する場合には、更新後の「制裁対象者リスト」に拡大、変更された規制の対象が正しく反映されていることを確認し、確認した旨を記録する必要がある。<u>ただし、当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等によりリストの正確性が確保され、当該検証等の内容及び結果が記録されている場合には、この限りではない。</u></p> <p>「制裁対象者リスト」は、資産凍結等経済制裁対象者の氏</p>	<p><u>(電子メール、電子フォーラム等への掲示等)の利用等により、直ちに周知を行う必要がある。</u></p> <p>② 上記①のように規制の対象が拡大、変更された場合に、電子計算機による情報処理の用に供するために電磁的な方法により作成された資産凍結等経済制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」を更新して、預金取引等及び送金業務を取り扱う営業部店が資産凍結等経済制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備し周知する必要がある。</p> <p>(注)「制裁対象者リスト」の更新にあたって、外部のシステム等から送信又は送付される資産凍結等経済制裁対象者に係る情報を活用する場合には、更新後の「制裁対象者リスト」に拡大、変更された規制の対象が正しく反映されていることを確認し、確認した旨を記録する必要がある。</p> <p>「制裁対象者リスト」は、資産凍結等経済制裁対象者の氏名（別称を含む）、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。ただし、資産凍結等責任者が資産凍結等経済制裁対象者か否か</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="248 264 1140 715">           名（別称を含む）、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。ただし、資産凍結等責任者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを判断するにあたって、「制裁対象者リスト」により、氏名のみならず、住所等の属性情報も勘案して判定する態勢となっていれば、営業部店が第一次的な確認のために使用する「制裁対象者リスト」には住所等属性情報がなくても差し支えない。         </p> <p data-bbox="248 783 1140 1042">           ③ 告示が発出される前に財務省から配信される電子メール情報により当該告示の内容をあらかじめ把握し、<u>当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で</u>、組織内部に直ちに周知するとともに資産凍結等対応措置の実施の準備を開始する態勢の構築に努める必要がある。         </p> <p data-bbox="248 1121 376 1153">(2) (略)</p> <p data-bbox="248 1233 909 1265">(3) 資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認</p> <p data-bbox="248 1289 385 1321">① (略)</p>	<p data-bbox="1247 264 2141 544">           を判断するにあたって、「制裁対象者リスト」により、氏名のみならず、住所等の属性情報も勘案して判定する態勢となっていれば、営業部店が第一次的な確認のために使用する「制裁対象者リスト」には住所等属性情報がなくても差し支えない。         </p> <p data-bbox="1247 783 2141 986">           ③ 告示が発出される前に財務省から配信される電子メール情報により当該告示の内容をあらかじめ把握し、組織内部に直ちに周知するとともに資産凍結等対応措置の実施の準備を開始する態勢の構築に努める必要がある。         </p> <p data-bbox="1247 1121 1406 1153">(2) (同左)</p> <p data-bbox="1247 1233 1908 1265">(3) 資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認</p> <p data-bbox="1247 1289 1415 1321">① (同左)</p>

改 正 案	現 行
<p>② 個人若しくは団体が資産凍結等経済制裁の対象に指定された場合における、該当預金口座の有無を把握するための名義の照合又は特定国（地域）に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われた場合における預金口座名義人の住所・所在地の確認を、次の（i）から（iv）までに掲げる点に留意して行う必要がある。</p> <p>（i）、（ii）（略）</p> <p>（iii）照合基準等</p> <p>イ. 情報システム等を利用して照合するにあたり、資産凍結等経済制裁対象者のアルファベット名の情報（別称を含む）を用いて、<u>直ちに、名義照合を幅広く行うこと。告示に資産凍結等経済制裁対象者の仮名名の情報（別称を含む）が含まれる場合又は当局より当該情報が公表された場合には、2-3(2)①（注）（iii）に規定するアルファベット名の把握が困難である外国人の名義照合を含め、資産凍結等経済制裁の確実な実施に必要な範囲で、直ちに、名義照合を行うこと。</u>なお、<u>預金口座のアルファベット名義の照合については、国際連合安全保障理事会等により資産凍結等経済制裁対象者が指定され、その際に適切な照合を行っており、その後に当該資産凍結等経済制裁対象者との新たな預金契約が生じないことが確保されている場合には、当該照合の結果によることで差</u></p>	<p>② 個人若しくは団体が資産凍結等経済制裁の対象に指定された場合における、該当預金口座の有無を把握するための名義の照合又は特定国（地域）に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われた場合における預金口座名義人の住所・所在地の確認を、次の（i）から（iv）までに掲げる点に留意して行う必要がある。</p> <p>（i）、（ii）（同左）</p> <p>（iii）照合基準等</p> <p>イ. 情報システム等を利用して照合するにあたり、資産凍結等経済制裁対象者の<u>仮名名のみならず</u>アルファベット名の情報（別称を含む）を用いて、名義照合を幅広く行うこと。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>し支えない。</u></p> <p>ロ. 照合にあたっては、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な照合を行うこと。<u>また、第三者等による資産凍結等経済制裁対象者の行為の代理等により預金取引の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合には、預金者等からの説明や預金債権の発生・変更の原因となる取引の内容を証明する書類等により検証し、当該取引に係る真の相手方を合理的に判断すること。</u></p> <p>ハ. 上記イ. 及びロ. の照合基準により行われた照合内容、照合結果及び住所・所在地の確認結果等を記録し、保存すること。<u>これらの結果の記録については、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の名義の預金口座、類似する名義の預金口座又は上記ロ. に規定する疑いがある預金口座が発見されなかった場合には、該当がない旨の記録で差し支えない。</u></p>	<p>ロ. 照合にあたっては、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な照合を行うこと。</p> <p>ハ. 上記イ. 及びロ. の照合基準により行われた照合内容、照合結果及び住所・所在地の確認結果等を記録し、保存すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(注) a. (略)</p> <p>b. 2-3(2)①(注)(i)による管理を行っている場合においても、上記の照合基準による照合を行うことで差し支えない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(注) a. (同左)</p> <p>b. 2-3(2)①(注)i)による管理を行っている場合においても、上記の照合基準による照合を行うことで差し支えない。</p> <p>c. <u>2-3(2)①(注)iii)により、アルファベット名の把握が困難である外国人名については、仮名名の情報を用いて名義照合を行う必要がある。</u></p> <p>d. <u>照合内容、照合結果及び住所・所在地の確認結果等の記録は、照合に用いた単語情報(検索のキーワード)、当該単語情報による検索の結果及び確認対象口座の抽出方法、当該抽出による確認の結果等を、書面又は電磁的記録等の方法により保存する必要がある。</u></p>
<p>(iv) (略)</p> <p>③ 非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認するにあたり、<u>上記②(iii)に定める照合基準等により、確認、記録を行う必要がある。</u>また、特定国(地域)に関する支払規制</p>	<p>(iv) (同左)</p> <p>③ 非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認するにあたり、<u>電子計算機を用いて「制裁対象者リスト」により検索し、検索においては、単語毎に検索するなど類似する名義</u></p>

改 正 案	現 行
<p>若しくは資本取引規制が行われている場合には、当該預金口座開設者の住所・所在地が特定国（地域）か否かの確認を行う必要がある。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2-4～2-6 （略）</p> <p>2-7 銀行等の確認義務の履行</p> <p>(1) 外国送金を取り扱っている金融機関及び資金移動業者（以下「送金取扱金融機関等」という。）においては、顧客の支払等に係る為替取引を行おうとする場合において、外為法第17条に基づく確認義務を次の①から⑦までに掲げる点に留意して行う必要がある。</p>	<p><u>を抽出した上で幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行う必要がある。また、特定国（地域）に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われている場合には、当該預金口座開設者の住所・所在地が特定国（地域）か否かの確認を行う必要がある。なお、この方法により行われた確認内容、確認結果及び確認を履行した旨を記録し、保存する必要がある。</u></p> <p><u>（注）確認内容、確認結果の記録は、確認に用いた単語情報（検索のキーワード）、当該単語情報による検索の結果等を、書面又は電磁的記録等の方法により保存する必要がある。</u></p> <p><u>また、確認を履行した旨の記録は、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項を、書面又は電磁的記録等の方法により保存する必要がある。</u></p> <p>2-4～2-6 （同左）</p> <p>2-7 銀行等の確認義務の履行</p> <p>(1) 外国送金を取り扱っている金融機関及び資金移動業者（以下「送金取扱金融機関等」という。）においては、顧客の支払等に係る為替取引を行おうとする場合において、外為法第17条に基づく確認義務を次の①から⑦までに掲げる点に留意して行う必要がある。</p>

改 正 案	現 行
<p>① 送金情報の把握  (i)～(iv) (略)</p> <p>(v)顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合（<u>第三者等の代理等により真の送金人又は送金の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合を含む。</u>以下「必要情報の真偽に疑いがある場合等」という。）には、送金の理由となる資料の提示等を求め、<u>取引の真正性や送金人と受取人との関係性などから資産凍結等経済制裁に抵触するか否かの確認を行う必要がある。</u></p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2－8、2－9 (略)</p> <p>3. 両替業務における取引時確認等に係る犯収法令の遵守及び本人確認義務等に係る外為法令の遵守（除く両替業務）に関する項目</p>	<p>① 送金情報の把握  (i)～(iv) (同左)</p> <p>(v)顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合（以下「必要情報の真偽に疑いがある場合等」という。）には、送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行う必要がある。</p> <p>②～⑦ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2－8、2－9 (同左)</p> <p>3. 両替業務における取引時確認等に係る犯収法令の遵守及び本人確認義務等に係る外為法令の遵守（除く両替業務）に関する項目</p>

改 正 案	現 行
<p>3-1 取引時確認等及び本人確認義務等を履行するための内部管理態勢 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>特定事業者作成書面等（リスク評価書）の整備</u>  <u>自らが行う両替取引のマネー・ローンダリング等のリスクを特定・評価した結果を記録した特定事業者作成書面等（リスク評価書）については、次の①から③までに掲げる点に留意したうえで、作成する必要がある。</u></p> <p>① <u>国のリスク評価を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括かつ具体的に検証すること。</u></p> <p>② <u>リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること。</u></p> <p>③ <u>定期的に見直すほか、マネー・ローンダリング等対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</u></p> <p>(4) その他  取引時確認等の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「取引時確認等責任者」という。）を定め、取引時確認等責任者がコンプラ</p>	<p>3-1 取引時確認等及び本人確認義務等を履行するための内部管理態勢 (1)、(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) その他  取引時確認等の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「取引時確認等責任者」という。）を定め、取引時確認等責任者がコンプラ</p>

改 正 案	現 行
<p>イアンス統括部門、各業務部門、事務部門及び営業店等の関係部店（資産凍結等経済制裁への対応を担当する部店を含む。）間を調整し、取引時確認等に関する犯収法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（注） （略）</p> <p>3-2 両替業務における取引時確認等の履行</p> <p>(1) 取引時確認が必要な取引又は行為</p> <p>取引時確認等に関する犯収法令の規定に基づき、次の①から④までに掲げる点に留意して、両替業務について取引時確認を行う必要がある。</p> <p>① （略）</p>	<p>イアンス統括部門、各業務部門、事務部門及び営業店等の関係部店（資産凍結等経済制裁への対応を担当する部店を含む。）間を調整し、取引時確認等に関する犯収法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。</p> <p><u>また、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、自らの取引について犯罪収益等に関する危険性の程度を調査及び分析し、並びにその結果の記録（以下「特定事業者作成書面等」という。）を保存した上で、取引時確認等を行う際に特定事業者作成書面等を活用することを態勢整備に盛り込むよう努めなければならない。</u></p> <p><u>なお、RBA の適用を求める FATF 勧告においては、特定事業者作成書面等（リスク評価書）の作成が RBA を適用する前提となっていることに留意する必要がある。</u></p> <p>（注） （同左）</p> <p>3-2 両替業務における取引時確認等の履行</p> <p>(1) 取引時確認が必要な取引又は行為</p> <p>取引時確認等に関する犯収法令の規定に基づき、次の①から④までに掲げる点に留意して、両替業務について取引時確認を行う必要がある。</p> <p>① （同左）</p>

改 正 案	現 行
<p>② 取引の任に当たっている者との取引</p> <p>二百万円超の両替取引時又は特別の注意を要する取引時に、当該両替取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合は、当該顧客の本人特定事項の確認に加え、当該両替取引の任に当たっている自然人についても本人特定事項を確認しなければならない。</p> <p>なお、当該両替取引の任に当たっている自然人が、当該顧客のために当該両替取引の任に当たっていることも確認する必要があることに留意する（犯収法施行規則第12条第5項）。</p> <p>③、④（略）</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>(7) 法人の実質的支配者の確認方法</p> <p>法人である顧客の実質的支配者の確認は、<u>信頼に足る証跡を求めて行う必要がある</u>（犯収法施行規則第32条第1項第2号）。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) <u>継続的顧客管理</u></p>	<p>② 取引の任に当たっている者との取引</p> <p>二百万円超の両替取引時又は特別の注意を要する取引時に、当該両替取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合は、当該顧客の本人特定事項の確認に加え、当該両替取引の任に当たっている自然人についても本人特定事項を確認しなければならない。</p> <p>なお、当該両替取引の任に当たっている自然人が、当該顧客のために当該両替取引の任に当たっていることも確認する必要があることに留意する（犯収法施行規則第12条第4項）。</p> <p>③、④（同左）</p> <p>(2)～(6)（同左）</p> <p>(7) 法人の実質的支配者の確認方法</p> <p>法人である顧客の実質的支配者の確認は、<u>顧客の代表者等から実質的支配者の本人特定事項について申告を受ける方法により行わなければならない</u>（犯収法施行規則第11条第1項及び第2項）。</p> <p>(8)（同左）</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、顧客や取引のリスクに応じた頻度により、取引時確認により確認した顧客の情報(実質的支配者の情報を含む。)を継続的に精査する必要がある(犯収法施行規則第32条第1項第3号)。</u></p> <p>(10) 確認記録の作成及び保存 (略)</p> <p>(11) 取引時確認等の確認状況の把握等 (略)</p> <p>(12) その他留意事項 (略)</p> <p>3-3 (略)</p> <p>3-4 その他</p> <p>(1) <u>両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、当該顧客が経済制裁等資産凍結対象者かどうかを確認し、当該対象者との両替取引が生じないことを確保する必要がある。</u></p>	<p>(9) 確認記録の作成及び保存 (同左)</p> <p>(10) 取引時確認等の確認状況の把握等 (同左)</p> <p>(11) その他留意事項 (同左)</p> <p>3-3 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>(2) 財務省国際局調査課外国為替室が外為法関連の情報をE-mailにより提供する「外為法関連情報E-mailサービス」に登録することが望ましい。</u></p> <p>4.～6. (略)</p> <p>第3章 参考資料 (略)</p>	<p>4.～6. (同左)</p> <p>第3章 参考資料 (同左)</p>